

十津川村教育委員会障害者活躍推進計画

1 計画

機関名	十津川村教育委員会
任命権者	十津川村教育長
計画期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)
十津川村教育委員会における障害者雇用に関する課題	十津川村教育委員会においては、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていなかったが、令和3年4月採用職員が障害者手帳の所有者であったことから障害者1名を雇用する形となった。今後も障害者の職場定着を推進していく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。
②定着に関する目標	在籍する雇用障害者の不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として教育課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を教育課に設置する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、定期的実施する面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。